

重 要

持続化補助金（創業型）の第2回公募に申請する場合の留意事項

令和7年10月7日

宮崎商工会議所 経営指導部

1. 前提

表記補助金を申請するには、市の特定創業支援等事業の証明を取得することが条件になっています。
この証明を取得するには、当所の創業スクールの受講を完了したことが分かる修了証が必要となります。
なお、当補助金の支援計画書について、当所以外の窓口で発行してもらう場合は、下記条件等は該当されませんのでご注意ください。

2. 創業スクールの修了証を取得するための必要条件

下記条件をすべて満たしていただく必要があります。

① 10月 9日（木）23時59分までに申込みが完了していること

（→申込が確認できたら、10日午前9時頃までに請求メールをお送りいたします）

② 10月10日（金）午前中までに支払が完了していること。

（→支払が完了出来たら、10日午後までに受講案内メールをお送りいたします）

③ 11月 9日（日）23時59分までに全6回の受講が完了し、レポートを提出していること。

（→これらすべての条件を満たす場合、11月10日に修了証を発行いたします。基本的には郵送で発送しておりますが、時間的余裕がないことから、直接宮崎商工会議所の窓口に取りに来ていただくことをお勧めいたします。（要事前予約））

3. 宮崎市特定創業支援等事業の証明書を取得するための必要条件

④ 11月11日（火）午前までに、宮崎市産業政策課の窓口にて、直接、申請手続きをすること。

（→市の窓口で申請後、証明書が発行されるまでに約1週間かかります）

⑤ 市担当からの連絡後、市窓口にて、直接、証明書を受け取ること。

4. 創業スクールの申込から修了証発行、補助金申請等に係る主な流れ

- 1) 受講希望者が、申込フォームより申込む
- 2) 事務局から、メールで請求書が届く
- 3) 受講希望者が、請求書のとおり支払う
- 4) 事務局から、メールで受講URLが届く
- 5) 受講者が、動画を視聴し、全6回のレポートを提出する
- 6) 事前予約の上、商工会議所窓口にて修了証を受け取る。（直接来所することが難しい場合は郵送等にて発行）
- 7) 受講者が、修了証を持って市産業政策課の窓口に行き、証明書の申請手続きを行う
- 8) 受講完了後、11月18日（火）までに、宮崎商工会議所窓口にて支援計画書の発行を依頼する
（修了証発行前であっても受講完了している場合は取得見込みであるとして、支援計画書を発行する予定）
- 9) 市から連絡があった後、受講者が、市の窓口にて証明書を受領する
- 10) 受講者が、証明書・支援計画書を添付し、表記補助金の申請を行う（**11月28日（金）17時迄**）

●持続化補助金（創業型）の公式サイトURL

<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

以上